

2026年4月28日

各 位

会 社 名	シンボ株式会社
代表者名	代表取締役社長 安藤 紀彦 (コード：5903、スタンダード市場)
問合せ先	取締役管理本部長 田口 茂樹 (TEL. 052-776-2231)
会 社 名	ヤマタケ総業株式会社
代表者名	代表取締役 山田 清久

ヤマタケ総業株式会社による
シンボ株式会社（証券コード：5903）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ヤマタケ総業株式会社は、本日、シンボ株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、ヤマタケ総業株式会社（公開買付者）がシンボ株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年4月28日付「シンボ株式会社（証券コード：5903）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年4月28日

各位

会社名 ヤマタケ総業株式会社
代表者名 代表取締役 山田 清久

シンボ株式会社（証券コード：5903）の普通株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

ヤマタケ総業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年4月28日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場しているシンボ株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、1990年4月2日に、主として対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の保有、運用及び管理等を目的とした資産管理会社として、ヤマタケ総業有限会社として設立されました。その後、2026年3月16日にヤマタケ総業株式会社に組織変更を行っております。本日現在において、対象者の創業者であり、対象者の取締役かつ公開買付者の代表取締役である山田清久氏（所有する対象者株式数：66,750株、所有割合（注1）：1.21%）が、公開買付者が発行する普通株式の75.00%を所有し、山田清久氏の実母である山田みさ子氏（所有する対象者株式数：75株、所有割合：0.00%）が25.00%を所有しております。また、本日現在、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場する対象者株式を1,956,150株（所有割合：35.56%）所有する対象者の主要株主である筆頭株主です。

今般、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として本公開買付けを実施することといたしました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注2）に該当し、山田清久氏は、本取引後も継続して対象者の取締役として経営に当たることを予定しております。なお、公開買付者は、対象者の経営陣とともに、対象者の経営理念の具現化に最適な経営体制について検討していく意向ですが、現時点では、当面の間は現在の役員構成を含む経営体制を原則維持することを考えており、詳細については、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

本公開買付けの実施に当たり、公開買付者は、2026年4月28日付で、山田清久氏（所有する対象者株式数：66,750株、所有割合：1.21%）及び山田みさ子氏（所有する対象者株式数：75株、所有割合：0.00%）との間で、それぞれが所有する対象者株式（計66,825株、所有割合：1.21%）の全てについて、本公開買付けに応募することを口頭で合意しております。また、公開買付者は、山田清久氏との間で、本公開買付けの成立後、山田清久氏が公開買付者の株式を引き受け、本公開買付けへの応募により取得した対価の範囲内で、その一部又は全部を公開買付者に再出資すること（以下「本再出資」といいます。）に合意しておりますが、本再出資の条件等の詳細については、現時点では未定です（注3）。なお、山田みさ子氏が公開買付者に再出資をする予定はございません。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2026年4月28日に公表した「2026年6月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（6,140,850株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（640,198株）を控除した株式数（5,500,652株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下所有割合の記載において同じとします。

（注2）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象者の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象者の事業の継続を前提として買収対象者の株式を取得する取引をいいます。

(注3) 本再出資における公開買付者の株式1株当たりの払込価額を決定する際の前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格である1,700円(ただし、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手段として株式併合を実施する場合には対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行いません。

本公開買付けは本取引の一環として行われるものであり、その概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

シンボ株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類及び買付け等の価格

普通株式 1株につき、金1,700円

(3) 買付け等の期間

2026年4月30日(木曜日)から2026年6月15日(月曜日)まで(30営業日)

(4) 買付け予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,544,502(株)	1,710,950(株)	—(株)
合計	3,544,502(株)	1,710,950(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(1,710,950株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う最大数である3,544,502株を記載しております。これは、対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(6,140,850株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(640,198株)及び公開買付者が本日現在所有する対象者株式数(1,956,150株)を控除した株式数(3,544,502株)です。

(5) 決済の開始日

2026年6月22日(月曜日)

(6) 公開買付代理人

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(7) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、

また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年4月30日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。